

# スポーツ科学拠点施設整備運営事業アドバイザー業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本業務は、埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業（以下、「当該事業」という。）を円滑に実施するため、公共施設の整備（デザインビルド方式などの性能発注方式を含む）や公園のゾーニング等に専門的な知識・経験等を有する事業者、アドバイザー業務を委託するものである。

本業務を実施する事業者の選定にあたっては、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、経験等を評価することが重要であることから、公募型プロポーザルにより選定を行う。

## 2 委託業務の概要

- (1) 業務名 スポーツ科学拠点施設整備運営事業アドバイザー業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託料 上限65,428千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (4) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 支払方法 精算払いとする。

## 3 応募資格

次の（1）～（8）のすべてを満たす事業者とする。

- (1) 令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の建設コンサルタントに登載されている者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けていること。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から最適事業者の特定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 再委託をする場合は、再委託先、再委託内容、金額を明記すること。なお、再委託先の金額が受注者の金額（再委託先の金額を除く）を上回らないこと。
- (7) 契約の締結日に関わらず本委託業務の公告日から過去5年以内に国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する指定出資法人を含む）又は地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）が発注した、スポーツ施設及び公園整備に係る基本計画等

の策定に関する業務を1件以上完了した実績があること。

- (8) 本業務の業務責任者の実績として、契約の締結日に関わらず本委託業務の公告日から過去5年以内に国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する指定出資法人を含む）又は地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）が発注した、スポーツ施設又は公園整備に係る基本計画等の策定に関する業務を1件以上完了した実績があること。

#### 4 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは次のとおりとする。

令和8年3月24日（火）	要綱の公開
令和8年3月24日（火）～	3月30日（月）15時まで 質問受付期間
令和8年3月31日（火）	質問回答
令和8年3月24日（火）～	4月6日（月）17時まで 参加者募集期間
令和8年3月24日（火）～	4月6日（月）17時まで 企画提案書等受付期間
令和8年4月8日（水）	第1次審査（書類審査）
令和8年4月13日（月）	第2次審査（プレゼンテーションの実施）
令和8年4月中旬	契約先候補者決定
令和8年4月中旬	委託契約締結（見込み）

#### 5 プロポーザル参加までの手続き

##### (1) 質問の受付及び回答

本件に係る質問は、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和8年3月24日（火）～令和8年3月30日（月）15時

イ 受付方法

a 質問方法：質問書（様式自由）を作成の上、電子メールで送信すること。

電話及び直接来課による質問には応じない。

b 電子メールアドレス：「8 お問い合わせ先」に記載する電子メールアドレス

c 電子メールの件名：スポーツ科学拠点施設プロポーザル質問書（法人名）

質問書の題名及び内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

ウ 回答方法 令和8年3月31日（火）に県ホームページに掲載する。

本プロポーザルに参加を希望する法人（以下、「参加希望者」という。）は、質問書の提出の有無にかかわらず、県ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上でプロポーザル参加意思表明書を提出すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての参加希望者に適用する。

##### (2) プロポーザル参加表明

参加希望者は、次のとおり予め参加表明を行うものとする。

ア 受付期間 令和8年3月24日（火）～令和8年4月6日（月）17時

#### イ 受付方法

- a 参加表明手続き：プロポーザル参加意思表明書（様式1号）に記入の上、電子メールで送信すること。
- b 電子メールアドレス：「8 お問い合わせ先」に記載する電子メールアドレス
- c 電子メールの件名：スポーツ科学拠点施設プロポーザル参加意思表明書（法人名）

### （3）企画提案書等の提出

参加表明を行った参加希望者（以下、「参加者」という。）は、次のとおり企画提案書等の提出を行うものとする。

ア 受付期間 令和8年3月24日（火）～令和8年4月6日（月）17時

#### イ 受付方法

- a 手続き：別添「企画提案書等提出書類作成要領」を参照の上、次の書類を電子メールで送信すること。
  - ・企画提案書（様式2号～2号の9）
  - ・業務実施体制調書（様式3号）
  - ・見積書（様式4号）
  - ・会社概要書（様式5号）
- b 電子メールアドレス：「8 お問い合わせ先」に記載する電子メールアドレス
- c 電子メールの件名：スポーツ科学拠点施設プロポーザル企画提案書（法人名）
- ウ 電子メール送信後、提出した旨を「8 お問い合わせ先」に記載する電話番号に連絡すること。

## 6 審査・選定

県が設置する公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において以下のとおり参加者が提出した企画提案書等の審査を行う。

### （1）審査方法

- ア 第1次審査（書類審査） ※参加者が3者以下の場合は実施しない。
  - ・企画提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を実施し、第2次審査に参加する者を3者程度選定する。
  - ・審査日：令和8年4月8日（水）
  - ・第1次審査結果は、令和8年4月9日（木）までに電子メールで通知する。
- イ 第2次審査（プレゼンテーション審査【オンライン形式で実施】）

企画提案書等の内容について、Teamsを用いたオンライン形式によるプレゼンテーション審査を実施する。

  - a 審査日時：令和8年4月13日（月）

開始時間等は令和8年4月8日（水）以降に電子メールで通知する。第1次審査を実施した場合は第1次審査通過者に審査の結果とともに電子メールで通知する。
  - b 審査方法

- ・プレゼンテーション及び質疑を含め1者あたり30分程度とする。
- ・出席人数は1者あたり3人までとし、T e a m s で接続する。
- ・プレゼンテーションは提案者の代表者又は実際に業務に従事する予定の者が行うこと。
- ・プレゼンテーションは既提出の企画提案書等のみを用いることとし、T e a m s の画面共有機能を使用して行うものとする。

c 審査結果：令和8年4月15日（水）（予定）

第2次審査の対象者全員に電子メールで通知する。

## （2）選定方法等

- ア 上記により提案内容を総合的に審査し、各委員が算出した得点の合計が最も高い者を委託契約先候補者とする。ただし、各委員が算出した得点の合計が満点の60%未満の場合は契約先候補者として選定しない。なお、各委員が算出した得点の合計が最も高い者が2者以上ある場合は、見積金額が低い者を契約先候補者とする（選定基準は別紙のとおり）。
- イ 企画提案書を提出した者が1者のみの時は、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の契約先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書を提出した者を契約先候補者として選定する。
- ウ 県は契約先候補者との協議により仕様書を調整し、協議が整った場合は当該事業者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- エ 契約先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「3 応募資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者を新たな契約先候補者として協議を行う。

## 7 その他留意事項

### （1）提案の失格、無効

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 「5（3）企画提案書等の提出」に示す提出書類（企画提案書、業務実施体制調書、見積書及び会社概要書）に不足があるもの。
- カ 上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- キ 見積金額を訂正したもの。
- ク 見積書と積算内訳書の金額が合致しないもの。

### （2）公募型プロポーザルの停止、中止又は取消し

令和8年度歳入歳出予算が議決されなかったとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があった時は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において、当該公募型プロポーザルに要した費用を埼玉県に請求することは

できない。

### (3) その他

ア 参加に係るすべての費用(企画提案書の作成やプレゼンテーションなどに要する費用)は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。

ウ 企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。

オ 電子メール送信時は電話により受信確認を行うこと。

カ 電子メールの受付容量は10メガバイトである。企画提案書等の送信にあたり添付ファイルの容量が10メガバイトを超える際は発注者に指示を仰ぐこと。

## 8 お問い合わせ先

埼玉県県民生活部スポーツ振興課スポーツ施設担当 叶内、小高、宮田、原田

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-6951 (直通)

電子メール a6940-06@pref.saitama.lg.jp